

## 都 市 経 済 委 員 会 会 議 録

### 招 集

令和3年3月18日（木）午前10時 議場

### 出席委員（8名）

（委員長）今 城 雅 子 （副委員長）三 鴨 秀 文  
遠 藤 通 岡 村 英 治 尾 沢 三 夫 中 田 利 幸  
前 原 茂 矢 倉 強

### 欠席委員（0名）

### 説明のため出席した者

伊木市長 伊澤副市長

#### 【総務部】辻部長

[調査課] 東森行財政調査担当課長補佐 荒木行財政調査担当主任

#### 【総合政策部】

[地域振興課] 奥田次長兼課長

#### 【経済部】杉村部長

[経済戦略課] 若林次長兼課長 宮本企業立地推進室長

[商工課] 毛利課長 高浦商工振興担当課長補佐

森脇課長補佐兼ふるさと振興担当課長補佐

#### 【文化観光局】岡参事兼局長

[観光課] 石田課長 田仲課長補佐兼観光戦略担当課長補佐

[スポーツ振興課] 深田課長 成田課長補佐兼スポーツ振興担当課長補佐

[文化振興課] 下高課長 大野原課長補佐兼文化振興担当課長補佐

#### 【農林水産振興局】中久喜局長兼農林課長

[農林課] 森脇課長補佐兼土地改良担当課長補佐

[水産振興室] 赤井室長

[地籍調査課] 景山課長

#### 【都市整備部】隠樹部長

[建設企画課] 伊達課長 足立総務担当課長補佐 佐藤課長補佐兼管理担当課長補佐  
折戸企画調整室長

[都市整備課] 北村課長 伊澤公園街路担当課長補佐

松本主査兼米子駅周辺整備推進室長

[道路整備課] 山浦次長兼課長 渡邊課長補佐兼道路改良担当課長補佐

遠崎課長補佐兼道路維持担当課長補佐

[営繕課] 前田課長

[建築相談課] 湯澤次長兼課長 神門課長補佐兼建築審査担当課長補佐

[住宅政策課] 池口課長 東森課長補佐兼住宅政策担当課長補佐

潮課長補佐兼市営住宅担当課長補佐

#### 【下水道部】矢木部長

[下水道企画課] 遠藤課長 山崎下水道企画室長 金川課長補佐兼総務担当課長補佐

石原総務担当主任

[下水道営業課] 足立次長兼課長 林課長補佐兼料金担当課長補佐  
村上普及担当課長補佐

[整備課] 山中課長 本池管路整備担当課長補佐  
瀬尾課長補佐兼管路維持担当課長補佐

[施設課] 田口次長兼課長 高濱施設維持担当課長補佐  
松並課長補佐兼施設工事担当課長補佐 角排水指導担当課長補佐  
徳田施設維持担当係長

【農業委員会事務局】 宅和事務局長

【水道局】 細川局長

[計画課] 金田副局長兼課長

[総務課] 伊原次長兼課長 湯崎課長補佐兼財務担当課長補佐  
吉儀課長補佐兼契約管財担当課長補佐 羽柴財務担当係長

[営業課] 津村課長

[浄水課] 松前次長兼課長

[施設課] 石田課長

#### 出席した事務局職員

松下局長 土井次長 森井議事調査担当局長補佐 先灘調整官

#### 傍聴者

安達議員 石橋議員 稲田議員 岩崎議員 門脇議員 戸田議員 又野議員  
矢田貝議員

報道関係者 3人 一般 3人

#### 審査事件及び結果

議案第16号 米子市新型コロナウイルス感染症対応融資利子補給基金条例の制定について [原案可決]  
議案第17号 米子市建築物等の適切な管理に関する条例の制定について [原案可決]  
議案第18号 米子市手数料条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]  
議案第19号 米子市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]  
議案第20号 米子市営湊山庭球場及び米子市営日野川堰運動広場の指定管理者の指定について [原案可決]  
議案第21号 米子市営大和公園運動広場の指定管理者の指定について [原案可決]  
議案第22号 米子市都市公園（内浜区域）の指定管理者の指定について [原案可決]  
議案第24号 市道の路線の認定について [原案可決]  
議案第25号 市道の路線の変更について [原案可決]

#### 報告案件

- ・米子市国土強靱化地域計画の改訂について [都市整備部]
- ・米子市駐車場整備事業経営戦略の策定について [都市整備部]
- ・米子市優良建築物等整備事業について [都市整備部]
- ・ローズセントラルビルの譲渡について [経済部]
- ・上下水道事業の効率的な組織運営について [総務部・下水道部・水道局]

～～

### 午前10時00分 開会

○**今城委員長** ただいまから都市経済委員会を開会いたします。

本日は、11日の本会議で当委員会に付託されました議案9件を審査するとともに、報告を5件受けます。

最初に、都市整備部所管について審査をいたします。

議案第17号、米子市建築物等の適切な管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

湯澤都市整備部次長。

○**湯澤都市整備部次長兼建築相談課長** 議案第17号、米子市建築物等の適切な管理に関する条例の制定について、お手元にお配りしております資料を御覧いただきたいと思ます。

まず、制定理由についてでございますが、適切な管理が行われていない建築物やブロック塀に迫る急迫の危険を回避するための緊急安全措置を可能とするほか、ブロック塀の適切な管理について必要な事項を定め、これらの危険を未然に防止し、市民の安全を確保しようとするものでございます。

次に、制定内容といたしましては、まず1点目は、建築物の崩壊や建材の落下等のような緊急の必要性を認めるときは、危害防止のための必要最小限の措置を可能とすること。また、建築物に附属しないブロック塀につきましても、現行の関係法例の適用がないため、同様の緊急安全措置を可能としようとするものでございます。なお、緊急安全措置の具体例につきましても、資料を御確認いただきたいと存じます。

次に、2点目は、建築基準法に基づく措置の対象となっていない建築物に附属しないブロック塀につきましても、勧告や命令等ができるようにしようとするものでございます。なお、ブロック塀の適切な管理の促進に係る条項のみ公布の日からの施行としておりますが、それ以外の条項につきましても、公布の日から起算して3か月を経過した日を施行日の予定としております。説明は以上でございます。

○**今城委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。

三鴨委員。

○**三鴨委員** 条文のほうをちょっとお聞きしたいんですけど、13条で警察との連携ということであってあるんですけど、ちょっと具体的な場面が想定できないもので、ちょっと具体例を挙げていただけたらありがたいんですけども。

○**今城委員長** 神門建築相談課長補佐。

○**神門建築相談課長補佐兼建築審査担当課長補佐** 警察機関への協力についての具体的な事例等のお尋ねでございますが、緊急安全措置等につきましても、現実的に今行っているのは、例えば道路にバリケードをしたりとかそういうようなこともございます。今後、また御質問もあるかもしれませんが、撤去や命令ですとか、行政代執行を行ったりという

ようなことも想定しておりますので、そういったところの雑踏の整理とか現場の警備ですとか、あるいは調査段階においては、必ずしも建築物が適正に管理されていない物件ということもございますので、重点的に警らをお願いするとか、そういったことを想定しております。

**○今城委員長** ほかにはございませんか。

岡村委員。

**○岡村委員** 1点お伺いしたいというふうに思うんですけども、3年前の大阪での地震でブロック塀が倒壊したということでお亡くなりになった児童がおられたということで、これに対する安全策っていうのは本当に大事なことだというふうに思うんですけども、そういった点で、ここで調査、助言または指導、勧告、命令というふうなことが書かれてあるんですけども、どういった段階を踏まえてこういうふうなことがなされていくのか、指導とか勧告とか命令、そういうのはどういったことを踏まえてやるのかっていうことをお伺いします。

**○今城委員長** 神門建築相談課長補佐。

**○神門建築相談課長補佐兼建築審査担当課長補佐** ブロック塀についての指導から命令、行政代執行等についての流れについての御質問だというふうに思います。まず、発覚するところから始まるんですけども、これにつきましては、既に通学路ですとか市道等については現状を確認をさせていただいております、まずそういった現状を確認するということから始まります。その中から倒壊のおそれが考えられるものにつきましては、個別に所有者さんに対して改善をお願いするというところから始めます。これがいわゆる指導ということになるかと思えます。指導にそのまま従っていただければ解決に向かうんですけども、必ずしもそういった場合ではないことにつきましては、もう一段階、勧告という段階に移らせていただくということになります。その勧告にも従っていただけないという場合につきましては、次にはもうこれは必要に応じて強制的な処分、撤去命令ですとか、そういった行政処分を科していくという流れになってまいります。さらに、その命令にも必ずしも従っていただけないという場合については、危険性がもうかなり相当ひどいと、倒壊することによって、通行人の方々等の生命等に危害が生ずるということが明らかになっていくことになると、こちらのほうで行政代執行というふうな流れになります。

**○今城委員長** 岡村委員。

**○岡村委員** 分かりました。それで、具体的には文書通知っていうことになると思うんですけども、例えば指導から勧告、勧告から命令、これについてはどのくらいの期間を経て次の段階に移行するというふうにお考えなんでしょうか。

**○今城委員長** 神門建築相談課長補佐。

**○神門建築相談課長補佐兼建築審査担当課長補佐** 指導、勧告、命令等の段階について、具体的にどれぐらいの期間を要するのかっていうようなお尋ねだと思います。これにつきましては、現場の諸所、事情が様々ではございますし、所有者さんの御事情も様々ではあると思いますけれども、できる限り危険性を把握しているという段階で私どもが関与することになりますので、常に所有者さんとは連絡を取りつつ、可能な限り早急に改善をしていくというようなことで指導からさせていただこうと思っております。

**○今城委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** 例えば、そういった勧告、命令も踏まえて、それでも従ってもらえなかったといった場合、どのくらいの期間を経て、例えば、執行するというふうなことってというのは考えておられるのでしょうか。

○**今城委員長** 神門建築相談課長補佐。

○**神門建築相談課長補佐兼建築審査担当課長補佐** まだ具体的にはそういったところの事例までいってるものではございませんので、あくまでも想定ということにならざるを得ないんですけども、命令をしましても即履行していただけるというわけではございませんので、当然、業者さんに発注をしたりとか準備期間というものもございまして、そういった準備期間を経た上で、そこも見込んで履行期間ということも期限を決めて指導や命令をいたしますので、具体的には所有者さんとも話をしながら、こういったところでできるなっていうようなところで、できるだけ早い時期にっていうようなところにならざるを得ないと思います。

行政代執行につきましても、これも現実的には業者さんをお願いすることになりますので、そういった準備期間のうちできるだけ早期な時期にっていうようなところで見込んで対応していくということになりますし、ちょっと具体的に何か月とかいう、ちょっとということが申し上げにくいところですけども、大体そういうことになるというふうに想定しております。

○**今城委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** 最後、要望ですけども、なかなか所有者の方と常に連絡が取れる状態にあるケースばかりではないというふうに考えております。そういった点を含めて、やはりこれから具体的な執行の在り方については検討いただきたいというふうに思います。以上です。

○**今城委員長** ほかにございせんか。

中田委員。

○**中田委員** ちょっと参考にまで聞かせていただきたいんですけど、以前、この条例を検討しとる段階で一遍説明を、私、聞いたときにも質問したと思うんですけど、市が管理している土地とかで、こういったブロック塀があるようなものについては調査は完了してるのでしょうか。その辺分かりますか。

○**今城委員長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** 市有の施設、土地等のお尋ねだと思います。大阪のほうで不幸な事件があってということから一斉点検をしておりますして、その時点で調査は終わっているというふうに承知しております。以上です。

○**今城委員長** 中田委員。

○**中田委員** それで、ちょっとこれも参考までにお聞かせください。この定義のブロック塀のところでも書いてあるんですけど、例えば土留めの役割をしているようなブロック塀、最近は、こうブロックを積み上げて土留めするなんてそんなないんですけど、ほとんど、これがある一定程度の5段なり何段なり高く土留めの役割をしているような構造体がたまに見受けられるんですが、こういったものも該当になるんですか。

○**今城委員長** 神門建築相談課長補佐。

○**神門建築相談課長補佐兼建築審査担当課長補佐** 土留めの機能を果たしているようなものについてのお尋ねなんですけれども、これはあくまでもブロック塀というものを提示

させていただいております。しかしながら、中には道路と敷地の高低差があったりですとかというようなことも現実としてはございます。そういったものにつきましては、明らかに土地の造成などでしつらえてある擁壁というようなものは、これはブロック塀とは言い難いものですので、定義からは外れてくるとは思いますが、道路と敷地に若干の高低差があって、そこが一带として塀のような機能をしているというものにつきましては、それらについてはブロック塀というふうに考えておりますので、この条例でブロック塀の定義に当てはまるというふうに考えております。

○**今城委員長** ほかにはございませんか。

遠藤委員。

○**遠藤委員** 除去、移転、修繕というこの判断基準ってというようなものは、つくられるんですか。どのような形でこれはやられるんですか、判断基準。ないんですか。

○**今城委員長** 神門建築相談課長補佐。

○**神門建築相談課長補佐兼建築審査担当課長補佐** 除却、移転、修繕の違いについてのお尋ねなんですけれども、現場において種々様々な状況ではあると思いますが、いずれにいたしましても、構造上、保安上危険な物を改善するということが目的でございますので、その目的を達成するために必要最小限の措置として除却であるならば除却をお願いする。修繕ってということで事が足りるんでしたらば修繕をお願いするというような改善の方法が種々あるというふうに考えておりますので、現場の状況に応じて指導の内容をそのように想定をしているところでございます。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 僕が今聞いたのは、例えば一つの物件を見たときに、これは何で除去しないといけんだというようなことが、持ち主との間でトラブルも起こるんじゃないかと思うんでね。そのための判断基準的なものはあった上で、こういう状況なんで、こういうことでお話しに上がりましたとかいうことで、相手になるほどなと納得できるものを含めた、そういう基準ってというのは相互に共有する必要があるんじゃないかと僕は思ったからお聞きしたんですけど、それはないんですね。あくまでも、その担当者自身が判断しちゃうと、こういうことになるんですか。

○**今城委員長** 神門建築相談課長補佐。

○**神門建築相談課長補佐兼建築審査担当課長補佐** 失礼いたしました。ここで言います保安上危険となるような場合につきましてはですけども、ブロック塀を想定して話をしますと、これまでも既に調査をした上でこのように改善が必要であるというようなところにつきましては、ブロック塀の形状ですとか傾きの程度、ぐらつき、こういったことを数値化をしておりますので、点数をつけるような形でできるだけ客観的にお示しをするような形で、可能な限り所有者さんには御納得いただけるような形でまずは指導させていただいているということでございますので、今後もそのようなところでやっていきたいなというふうに思っております。

○**今城委員長** ほかにはございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆さんの御意見をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第17号、米子市建築物等の適切な管理に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**今城委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号、米子市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

湯澤都市整備部次長。

○**湯澤都市整備部次長兼建築相談課長** 議案第18号、米子市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、お手元にお配りしております資料を御覧いただきたいと思います。

まず、改正理由についてでございますが、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に合わせまして、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料の適正化を図るため、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、改正内容につきましては、新たに建築物エネルギー消費性能基準への適合義務の対象となる非住宅部分の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の特定建築物の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料につきまして、国から1,000平方メートルで区切る細分化が提示されましたため、鳥取県がこれに基づき見直すこととしましたことから、本市もこれに準じて改正しようとするものでございます。

また、計画数値等に係ります手数料と同様に、官公署からの申請におきましても手数料を徴収することといたします。

そのほか、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴う引用条項の整理等、所要の改正を行っております。

なお、施行期日は本年4月1日を予定しております。説明は以上でございます。

○**今城委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆様の御意見をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第18号、米子市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**今城委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号、米子市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

潮住宅政策課長補佐。

**○潮住宅政策課長補佐兼市営住宅担当課長補佐** 議案第19号、米子市営住宅条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、御説明させていただきます。今回の改正内容でございますが、市営住宅に入居することができる方のうち、特に居住の安定を図る必要がある方とされているDV被害者の申込みにつきまして、今までは対象となっていなかった方を対象範囲として拡大しようとするものでございます。

改正点は2点ございまして、1点目が、DV被害者の相手方は基本的には配偶者でございますが、法改正もございましたことにより、生活の本拠を共にする交際、世間一般では同棲ということですが、の相手方からのDV被害者も対象範囲に加えるものでございます。

2点目は、DV被害者の一次保護が終了した日または裁判所の保護命令の効力発生日から5年以内の方からの申込みを対象としておりましたが、5年を経過しても引き続きその被害が発生していると認められる場合は、対象範囲に加えるものでございます。

改正内容についての施行期日は、公布日からを予定しております。説明は以上でございます。

**○今城委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。

岡村委員。

**○岡村委員** 1点お伺いしたいというふうに思うんですけども、対象範囲を拡大することなんですけども、具体的にこういった事例とか、具体的に何か相談が寄せられたといったことってというのは、これまであったんでしょうか。

**○今城委員長** 潮住宅政策課長補佐。

**○潮住宅政策課長補佐兼市営住宅担当課長補佐** 今御質問の内容ですが、そういった事例はまだ発生はしておりません。ですけども、こういった事例が5年以内というのが今まで通常でしたが、県のほうで5年以上たった方からの相談があったということを知りまして、ちょっと県のほうではそれが対象にならなかったということがございまして、県のほうは要綱なんですけど、それを改正されたということでございまして、米子市も併せて今回条例のほうの改正をさせていただこうと思っております。

**○今城委員長** ほかにはございませんか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆様御意見ををお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

**○今城委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第19号、米子市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。



〔「異議なし」と声あり〕

○**今城委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号、米子市都市公園（内浜区域）の指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

北村都市整備課長。

○**北村都市整備課長** 議案第22号、米子市都市公園（内浜区域）の指定管理者の指定についてです。まず最初に、2月の閉会中の委員会においてYONAGOパブリックパーク・パートナーズ共同事業体が優先交渉権第1順位とした説明が不足していましたので、補足説明いたします。

指定管理者候補者選定委員会において、YONAGOパブリックパーク・パートナーズ共同事業体の事業計画書の運営に係る企画について、年度ごとに計画を立てているという点を評価していただき、点数は同点でありましたが、優先交渉権第1順位をYONAGOパブリックパーク・パートナーズ共同事業体といたしました。その結果をもちまして、YONAGOパブリックパーク・パートナーズ共同事業体と指定管理料について協議を行いました結果、2月26日に配付しました追加資料のとおり、市の試算額とほぼ同額の8,964万円となりましたので、この結果を踏まえ、YONAGOパブリックパーク・パートナーズ共同事業体に令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間を指定管理者として指定するものです。説明は以上です。

○**今城委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆さんの御意見ををお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第22号、米子市都市公園（内浜区域）の指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**今城委員長** 異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号、市道の路線の認定について、議案第25号、市道の路線の変更については関連しておりますので、一括して議題といたします。

当局の説明を求めます。

伊達建設企画課長。

○**伊達建設企画課長** そういたしますと、議案第24号及び第25号、市道の路線認定及び変更について、お配りしております委員会資料により説明させていただきます。

初めに認定ですが、陽田町5号線、車尾5丁目1号及び2号線は、開発行為により帰属

された開発道路です。尾高南7号線から10号線、これは、開発行為の基準に基づき事前に協議を行い、完成後寄附を受けた道路です。葭津和田側道1号から3号線、安倍三柳側道1号から3号線は、跨線橋の架橋に伴い整備された側道です。米子港臨港道路1号から6号線は、米子港で鳥取県が実施している米子港活性化ゾーン活用事業で、土地の利用促進のため、港湾道路を市道に認定しようとするものでございます。

次に、変更についてですが、青木団地西1号線は、水道局の配水塔があったときの進入路の一部でございまして、現在は県営住宅の進入路として利用されている部分を水道局から移管を受けておりまして、既存の市道の終点を延伸して認定しようとするものでございます。夜見東26号線は、開発行為により帰属された開発道路で、既存の市道の終点の延伸で認定をしようとするものでございます。

位置図、現況写真は2ページ以降に添付しております。説明は以上となります。

**○今城委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様の質疑をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

**○今城委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆様の御意見ををお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

**○今城委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、順次採決いたします。

議案第24号、市道の路線の認定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○今城委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号、市道の路線の変更について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○今城委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午前10時28分 休憩**

**午後 1時00分 再開**

**○今城委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

都市整備部から3件の報告がございまして。

最初に、米子市国土強靱化地域計画の改訂について、当局からの報告をお願いいたします。

伊達建設企画課長。

**○伊達建設企画課長** それでは、米子市国土強靱化地域計画の改訂について御説明させていただきます。

本件につきましては、昨年12月の都市経済委員会で改訂内容を説明させていただきました。

したが、その後改訂案を作成し、本年の2月5日から3月7日にかけてパブリックコメントを募集いたしました。パブリックコメントでは2点の御意見をいただきました。一つは美保湾の海岸浸食及び津波に関する御意見、もう一つは法勝寺川の河床整備に関する御意見でございました。これらの貴重な御意見は本文に反映させていただきました。

現在、鳥取県が策定中の第2期鳥取県国土強靱化地域計画とのすり合わせ等の最終調整を行っているところでございまして、文言の調整等はございますが、今の改訂案の内容からの大きな変更はございません。本年度中に本改訂を完了する予定でございます。説明は以上となります。

**○今城委員長** 説明が終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見をお願いいたします。

遠藤委員。

**○遠藤委員** 前にこれ、赤字で修正する部分を含めて議会に配付してなかったかな。あれとは違うものなの。

**○今城委員長** 折戸建設企画課企画調整室長。

**○折戸建設企画課企画調整室長** 多少は変えておりますけども、大幅な変更はございません。

**○今城委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 今日の今日議論してって言われたってな、こげながいなもん一遍にできらへんけど。大体ね、僕は当局をお願いしておきたいと思うけどね、こういう大きな計画を定めるときや改訂するときは、当該委員会だけの委員の説明で議会の説明が終わったというような、そういうやり方は改めてほしいと思うよ。議会に説明をするということは、25人の議員全員に対して同等な立場で説明をするという、それをずっと踏襲してほしいと思う。その結果、議会側が閉会中に、じゃあ、その全協で説明のあった分を集中的に審議しようよ、こういう流れに沿っていかなきゃいかんと思う。委員長も含めて、よくそういうのの考慮しておいてほしい。

**○今城委員長** ほかにはございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○今城委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

次に、米子市駐車場整備事業経営戦略の策定について、当局からの報告をお願いいたします。

伊達建設企画課長。

**○伊達建設企画課長** 昨年9月の予算決算委員会の都市経済分科会におきまして申しておりました、米子市駐車場整備事業経営戦略についての御説明をさせていただきます。

初めに、経営戦略について説明をさせていただきます。この経営戦略は総務省からの要請で策定したものでございまして、公営企業が将来にわたって安定的に事業継続していくための中長期的な経営の基本計画でございます。本市の駐車場特別会計におきましては、これまでに議会からの御指摘を受けておりました、長年の課題である赤字解消の計画を見える化し、健全化経営に向けて取組を進めていくものでございます。

次に、米子市駐車場整備事業経営戦略の概要についてでございますが、対象施設は万能町駐車場及び米子駅前地下駐車場の2施設でございまして、策定期間は令和3年度から令

和12年度の10年間で策定しております。

課題であります収支改善及び累積赤字の解消の2つの側面について、次のとおり実施いたします。1つ目は、収支改善策を実施し、安定的な単年度黒字の経営を目指します。まず、令和3年度に分かりやすい料金への改定、利用しやすい回数券への変更を行い、利用促進をいたします。次に、自動販売機の設置などの営業行為の許可などにより収入増加を図ります。さらに、令和4年度に向けた指定管理者の選定において、管理費削減に対する加点配分の強化、一定以上の収入を達成した場合の報償金の付与の検討などを、指定管理者による創意工夫により活用できる体制を整え、将来的には指定管理制度における料金制度の導入を検討いたします。

2つ目でございますが、長年の課題である累積赤字の解消のため、一般会計から計画的に繰入れを行います。計画では、令和3年度から令和12年度の10年間にかけて一般会計からの繰入れを行うこととしておりますが、このコロナ禍の影響により税収が減る中で、実際には、一般会計からの繰入れをいつから開始することができるのか、現時点ではちょっと申し上げることができません。今後財政当局と協議の上、その時期が決まりましたら、改めて御報告をしたいと思っております。まずは現時点で取り組むことのできる収支改善から取り組んでまいりたいと考えております。説明は以上となります。

**○今城委員長** 説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いいたします。

遠藤委員。

**○遠藤委員** この累積赤字の解消の問題なんだけれども、一般会計から5年間ですか、繰入れをするという、こういう方法しかないんですか、これ。既に一般会計から振り込んである分でしょ、このお金は。繰出金が入るとるでしょ、一般会計から。新たにそれを埋めるのにまた一般会計から出すという話になるの。何となく釈然としないけどな。

**○今城委員長** 伊達建設企画課長。

**○伊達建設企画課長** 遠藤委員さんおっしゃりますように、今でも一般会計からの繰入れているのは行っておりますけれども、今の累積赤字の解消ということになりますと、今のシミュレーションで申しますと、先般も言ったと思いますが、約30年超かかるといところでさせていただいております。それを短期間で取りあえず累積赤字分さらにしまして、改めて黒字経営をしていきたいといところでございます。

**○今城委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** いや、その言っとられる意味が分からんだ、僕は。駐車場を造ったときに、資本費の部分で1億何ぼ入れたでしょ、お金が、既に。その分が赤字になっとるでしょ、結果的には、返せんために。そうでしょ。毎年の累積赤字が5億5,000万になったわけじゃないですが。建設時に一般会計から入れたやつが、収入が見込めんで、それがそのまま焦げついて赤字になっとるということでしょうが。そげだったら、もっと方法ないのかって聞いとるだがん。

**○今城委員長** 伊達建設企画課長。

**○伊達建設企画課長** ちょっとコロナ禍の前になりますけれども、単年黒字、単年度での黒字化っていうのはある程度目的を達成しておりますして、今コロナ禍でちょっと利用が落ちておるんですけれども、コロナ禍以前のシミュレーションでいきますと、この黒字幅で

今までの累積赤字を返すためには、ちょっと先ほども言いましたけども、三十数年かかるというところなんですけども、取りあえず今のところは、累積赤字をこの10年間で解消させていただきまして、その後黒字経営をして、その黒字経営分というのをまた一般会計とかにお返しするとかいうようなちょっと構想でおるところでございます。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** いや、分からんのは、今の5億5,000万円の、一般会計から新たに借り入れなきゃ消すことができないというその理屈が分からん、どげな意味でこれせないけんだ、本当。

○**今城委員長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** 私のほうからお答えいたします。遠藤委員御指摘のとおりなんですけど、大まかなフレームを御説明いたしますと、建設費の大半を起債で充当してます。その起債償還額、毎年毎年起債を返しているわけなんですけど、これの8割を一般財源で投入することで財政支援を行ってきたわけでありまして。これは、駅前駐車場の公共性とか地下駐車場という特性から、非常に工事費が高いついてるといったようなことから、純粹に駐車料金だけでは賄えないということの認識が当初からあって、そういう財政フレームでやってきた。ところが、その2割の部分は何とか駐車料金で賄っていかうというもくろみ、経営計画であったわけなんですけども、それすらも達成できなくて、現在のところ累積赤字が5億数千万と、5億5,000万ですか、というもの。これは毎年毎年いわゆる繰上充用、これは議会のほうからも、毎年毎年、繰上充用するようなことじゃいかんじゃないかという御指摘を受けておりますけど、毎年毎年、繰上充用をして、いわゆる累積赤字を転がしてきてるという状況であります。今後、このような状況を繰り返していてもいけないんじゃないかという御指摘を議会のほうからもかねて受けております。早くこういった状況を脱すべきだという御指摘も受けております。

先ほど課長のほうからも御説明しましたとおり、コロナの前であります、何とか単年度黒字まではたどり着いたわけでありまして、黒字幅も年間たしか500万円程度というようなことだったような気がします。そうすると、5億のものを返すのに一体何年かかるんだというような話でありまして、今回のこういう経営戦略の策定の際にも、そういった財政フレームを改めて検証いたしましたけども、やはりこの累積赤字というのは解消して、そして経営を健全化して、そして収益性を上げていくというところに向かっていかうじゃないかということで、今回の経営戦略を策定させていただいたということでありまして、御理解いただきたいと思っております。以上です。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 一般会計からの分を特別会計の絡みの関係で消すことはできんだかいな。しよせん米子市の同じ財政の中の話じゃないの。一般会計から貸して、5億5,000万円を貸付けじゃなしに、これで消してく方法はないの。だって土地開発基金の15億8,800万消したじゃない、あれは。

○**今城委員長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** ですから、それを少し年数はかかりますけど、一般財源を投入して、この機会に消させていただきたいという経営戦略をお諮りしてるわけでありまして。繰り返しになりますけど、今まで充当してきたのは起債償還の8割部分でありまして、その8割部分

を投入してもなお、その外に5億5,000万の累積赤字が残ってるというふうに御理解いただきたいと思います。したがって、5億5,000万という赤字は残ってきてるということであります。以上です。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 一般会計から借りたやつはどげな処理になるですか、今度は。5億5,000万円の一般会計から借りた分は、返すための借入金はどげな処理になるですか、今度は、帳簿上は、会計上は。借入れで借金と書いてあるでしょう、ここ借入れで。一般会計から借入れして5億5,000万の赤字を消す。だったら借入れした分の一般会計からの財源はどげな処理になるですか、特別会計では。

○**今城委員長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** 質問の御趣旨を十分理解してないかもしれませんが、一般会計から今回は繰り入れる。今はいわゆる1回貸し付けたような形になってますけど、それを最終的にきちんと繰り入れて、そして赤字を消すということをしていただきたいということであります。

○**今城委員長** どうされますか。

○**遠藤委員** もういい。

○**今城委員長** よろしいですか。

ほかにはございませんか。

[「なし」と声あり]

○**今城委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

次に、米子市優良建築物等整備事業について、当局からの報告をお願いいたします。

池口住宅政策課長。

○**池口住宅政策課長** 米子市優良建築物等整備事業について御説明させていただきます。新商都米子のまちづくり2021において、町なかの施策として掲げておりました優良建築物等整備事業につきまして事業を実施することといたしまして、説明をさせていただきます。

事業の目的につきましては、資料のほうに記載させていただいた3点について、こういった目的を持って事業を行うというふうにしております。

事業の内容につきましては、国の補助事業であります優良建築物等整備事業を活用いたしまして、敷地の共同利用を行う民間事業者に対しまして、事業費の一部を国と市が助成をするものであります。

事業につきましては、先ほど優良建築物等整備事業ということで、資料別紙1につきまして国のメニューをつけておりますけども、このメニューの中で米子市におきましては、優良再開発型の共同化タイプ、これを採用というか、これを活用して事業を行うこととしております。これは先ほど申しました事業の目的に沿った事業であるというふうに判断してございまして、この事業を活用するというふうにしております。

裏面を見ていただきまして、資料の2枚目を見ていただきまして、対象地域ということなんですけども、これにつきましては基本的には中心市街地を考慮して、中心市街地の商業地域及び近隣商業地域が、建蔽率とか容積率が高いにもかかわらず高度利用化が進んでないこともありますし、また古い木造建築の密集している地域においては、火災

の危険を防止するために準防火地域に指定されているということもありまして、こういった地域を今回の優良建築物等整備事業の対象地域というふうにさせていただこうと思っております。別紙2に一応、対象地域と図面をつけておりますので、また確認をお願いしたいと思います。

補助の要件は、国の制度に基づいて行おうと思っておりますので、資料に記載させていただいてる基準に従って行おうと思っております。

補助金につきましては、国のほうからの、基本的には各年度の予算の範囲内で事業費の3分の2以内というふうに考えております。国のほうの社会総合交付金を活用することになりますので、この国のほうからもらえる交付金によって額は変動するというふうになっております。

補助の対象事業といたしましては、こちらに記載させていただいた3点が補助の対象の項目になっておりますので、こちらの一部を補助していくというふうにしております。

一応、今後の事業実施スケジュールにつきましては、令和3年度に広報いたしまして、事業に係る事前の受付相談をさせていただきたいというふうに考えております。説明は以上です。

○**今城委員長** 説明が終わりました。

委員の皆様への質疑、御意見をお願いいたします。

遠藤委員。

○**遠藤委員** 行政としてはどういう関わり方になるんですか、この事業それぞれ。やる人自身が任意的に手を挙げてやるということになるの。その場合に米子市とか何かはどういう関わりするの。

○**今城委員長** 池口住宅政策課長。

○**池口住宅政策課長** 基本的には任意の民間事業者の方がこういった事業をしたいということで米子市に相談に来ていただきまして、米子市、そういったまちづくりの中の計画も含めまして検討させていただいて、補助するかどうかを決定させていただいて、事業を行うというふうになっております。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 行政が整備事業を適用することはないわけ、行政は適用にならないわけ、行政がやった場合には。

○**今城委員長** 池口住宅政策課長。

○**池口住宅政策課長** 今回は、あくまでも民間事業者ということにしております。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 行政がこういう事業に入っていくってことはできないわけ、できるの。

○**今城委員長** 池口住宅政策課長。

○**池口住宅政策課長** それは国の制度としてということでしょうか。

(「米子市が。」と遠藤委員)

○**今城委員長** 池口住宅政策課長。

○**池口住宅政策課長** 米子市は今回こういった制度をするということは考えておりません。

○**今城委員長** よろしいですか。

ほかにはございませんか。

岡村委員。

○**岡村委員** ちょっとまだ明確にイメージできてないんですけども、それでお伺いするんですけども、任意の再開発というふうに括弧書きしてありますよね。ということは、例えばそういう住宅等の地権者が敷地の共同化を行うという場合、そういう地権者は全て同意されてる場合が事業として可能だということでしょうか。

○**今城委員長** 池口住宅政策課長。

○**池口住宅政策課長** 当然、事業を行っていただく上で地権者、権利者の方の全ての同意が必要になります。

○**今城委員長** ほかによろしいですか。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** ないようですので、以上で都市整備部からの報告を終わります。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午後 1 時 2 1 分 休憩**

**午後 1 時 2 4 分 再開**

○**今城委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

経済部所管について審査をいたします。

議案第 16 号、米子市新型コロナウイルス感染症対応融資利子補給基金条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

毛利商工課長。

○**毛利商工課長** それでは、米子市新型コロナウイルス感染症対応融資利子補給基金条例の制定について、商工課が御説明いたします。

議案資料の 16-1 から 3 がそれに当たりますので御覧ください。これは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内の中小企業者の経営維持及び安定に資するための利子補給事業に要する費用に充てるために、国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として、新型コロナウイルス感染症対応の融資利子補給基金の設置及び管理に関して必要な事項を定めるために制定しようとするものでございます。説明は以上です。

○**今城委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様の質疑をお願いいたします。

岡村委員。

○**岡村委員** まだちょっと具体的にイメージできてないんですが、融資利子補給基金というものを幾ら基金として積み立てる予定かっていうのは、もう決まってるんでしょうか。

○**今城委員長** 毛利商工課長。

○**毛利商工課長** これは、この後、補正予算でその基金の積立額については上程する予定にしておりますけれども、1 億 5,000 万の基金を積み立てる予定にしております。

○**今城委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** 1 億 5,000 万円の基金ということなんですけど、これは例えば具体的に融資利子のくらい見込んでおられるかということってというのは、あるんでしょうか。



○**今城委員長** 毛利商工課長。

○**毛利商工課長** 国のコロナの交付金を財源にするものでして、この条件に沿った融資利子ということが必要になります。といいますのは、この2年度の臨時交付金の対象となる利子補給の条件が、年度内、2年度内に交付決定をしたものということになりますので、具体的にいうと、12月まで、昨年の12月までに融資実行されたものが利子の確定ができて、交付決定ができるということになりますので、今回の基金に対象となる利子というのはそういう形になります。それが大体341件に当たります。以上です。

○**今城委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** 341件が該当するということですが、これは金額的には幾らになるかっていうのはあるんですか。

○**今城委員長** 毛利商工課長。

○**毛利商工課長** 利子の金額は今後変わってくることもございますけれども、今のところ想定が2億1,600万円ぐらいになるというふうに思っております。

○**今城委員長** ほかに。

遠藤委員。

○**遠藤委員** その対象者というようなものの位置づけっていうものは、規則か何かで定められるんですか。

○**今城委員長** 毛利商工課長。

○**毛利商工課長** 対象者というのは、先ほど国の規定がまず今年度内に交付決定をしたものということになります。利子補給の要綱でその制定をしておりますので、利子補給ができるのはコロナ融資を受ける者、具体的に言うと売上げが15%減になった者というふうに考えております。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 言われている意味は分かるんですが、これ条例というのが基本でしたかね。要綱というのはもう一つ下がりますよね、ある意味では、拘束性はないですよ。その要綱というようなものは、この条例に則してつくられていくことになるんですかということなんです。普通なら条例に対して規則がついて、今言うような話のものは規則にのっていきはざだと思っただけでも、これではそれが見えないから、そういう者を対象というようなものの規定づけは、どこにどういうふうにされるかっていうことを聞いてるわけです。要綱があるというのは、この条例に基づく要綱があると、こういうふうに理解することになるんですか。どっちなんですか、規則なんですか、要綱なんですか。

○**今城委員長** 毛利商工課長。

○**毛利商工課長** この基金を利用するのがその利子補給事業でございますと、その利子補給事業が2つございまして、そこに要綱を制定しているという形になります。

○**今城委員長** よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆様のお意見をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第16号、米子市新型コロナウイルス感染症対応融資利子補給基金条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**今城委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号、米子市営湊山庭球場及び米子市営日野川堰運動広場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

深田スポーツ振興課長。

○**深田スポーツ振興課長** そういたしますと、議案第20号、米子市営湊山庭球場及び米子市営日野川堰運動広場の指定管理者の指定について御説明いたします。

この件に関しましては、2月の閉会中の委員会でも経過について御説明したところではございますが、現行の指定管理者の期限が令和3年3月31日をもって満了することに伴いまして、指定管理区分の変更等を伴いまして、米子市営湊山庭球場及び米子市営日野川堰運動広場の指定管理者を一括して特定非営利活動法人evergreenに指定しようとするものでございます。なお、指定期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。説明は以上でございます。

○**今城委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様の質疑をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆様の御意見ををお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第20号、米子市営湊山庭球場及び米子市営日野川堰運動広場の指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**今城委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号、米子市営大和公園運動広場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

深田スポーツ振興課長。

○**深田スポーツ振興課長** 議案第21号、米子市営大和公園運動広場の指定管理者の指定について御説明いたします。

こちらのほうにつきましても、現行の指定管理者の指定管理期間が令和3年3月31日をもって満了することに伴いまして、米子市営大和公園運動広場の指定管理者を株式会社

ジェネシスに指定しようとするものでございます。指定期間も同様に令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。説明は以上でございます。

**○今城委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

**○今城委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆様の御意見ををお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

**○今城委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第21号、米子市営大和公園運動広場の指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○今城委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午後1時34分 休憩**

**午後2時29分 再開**

**○今城委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

経済部から報告が1件ございます。

ローズセントラルビルの譲渡について、当局からの報告をお願いいたします。

毛利商工課長。

**○毛利商工課長** そういたしますと、ローズセントラルビルの譲渡について、資料に基づいて御報告をいたします。1月の委員会のこの席でも御報告をいたしました。それ以降の経過についてを中心に最終的な状況を御報告するものでございます。

その1番目からでございます。ローズセントラルビルに係る土地賃貸借契約が期間満了を迎えるに当たり、ローズセントラルビルを次のとおりに譲渡することとしたということでございます。なお、本件、譲渡金額が2,000万円を下回りましたので、米子市議会議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する議決に付さなければならない財産の処分に該当しないということがありますので、本委員会において報告をするというふうにするものでございまして、前提条件ちょっと御紹介したところでございます。

それでは、御説明します。1番、譲渡先でございます。株式会社ジョイアーバン、ジョイアーバンが底地、土地を新たに購入するというので、さきの所有者さん、現所有者さんも今ですが、その土地売買の契約に当たっては、1月30日にジョイアーバンさんと前の角エンタープライズさんが土地売買の契約をされたということを確認いたしました。

そして、その次、2、経過でございます。譲渡金額を確定するということが必要でございます。これは、さきの委員会でも説明をいたしました。不動産鑑定士に鑑定評価を依頼いたしました。令和3年2月12日付で鑑定評価の提出がなされまして、先方、ジョイアーバンと協議して、鑑定評価額で譲渡するというように決定をしたところでございます。

3の譲渡金額で、鑑定評価額によって金額を決定したということでございます。

それから、またジョイアーバンとの協議で、早急に修繕の必要のあるものは事前に市の修繕をするということ为先回の委員会でも申し上げていたところですが、修繕箇所を確認しまして、対象とすべき箇所が複数見つかりました。これらの工事を譲渡までに完了するというのは時間的にちょっとありませんので、方針として、株式会社ジョイアーバンと再協議をした結果、修繕工事をジョイアーバンが今後行うことにするというふうな方針を決めました。それで、当該修繕工事に要する費用、この負担金を市が支払うという形で合意したところでございます。

その工事、いわゆる負担金ということでございますが、4番に記してございます2,500万円ということで、これは消火薬剤交換処分費用、それから、ほか施設整備補修工事というのが新たに見つかった修繕箇所ということで、2,500万円を上限として負担金を支払うという形で進めたいと思っております。今後の予定としては、3月31日、ジョイアーバンから購入代金の入金を受けます。ジョイアーバンへの建物を譲渡するという形になります。4月以降、ジョイアーバンが順次改修工事を行うという予定にしているところでございます。資料に基づく報告は以上でございます。

**○今城委員長** 説明は終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見をお願いいたします。よろしいですか。

〔「なし」と声あり〕

**○今城委員長** ないようですので、以上で経済部からの報告を終わります。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午後2時34分 休憩**

**午後3時52分 再開**

**○今城委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

総務部、下水道部、水道局から報告が1件ございます。

上下水道事業の効率的な組織運営について、当局からの報告をお願いいたします。

辻総務部長。

**○辻総務部長** それでは、上下水道事業の効率的な組織運営につきまして、これまで水道局、下水道部、総務部で検討してきた内容につきまして御説明いたします。

今回御報告するものにつきましては、10月の都市経済委員会におきまして中間まとめとして御報告したものにつきまして、総務部門、営業部門、工務部門に分けて、さらなる業務連携の効果等について検証するとともに、民間委託実施についてのコスト比較や今後のロードマップなどについてまとめております。

1の目的でございますが、記載のとおり、できる限り効率的な経営を行い、市民の皆様々に安価で良質なサービスを提供することを目的としております。

次に、2の上下水道の現状と課題でございますが、人口の減少、節水機器の普及、施設の老朽化によりまして、上下水道ともに経営が年々厳しさを増しております。その経営改善が求められている状況であるということに記載しているところでございます。

次に、3でございます。検討に当たっての留意点等でございますが、(1)の事業広域化への対応と申しますのは、国が市町村の区域を越えまして広域の連携を推進している現状がございまして、上下水道ともにその検討を行っているところでございます。鳥取県にお

かれまして、県内を東部、中部、西部の3つに分けて計画策定を目指しておられまして、例えば、町村の農集の施設を廃止して、それを本市の下水道施設で処理するなどの様々な案について検討を進めているところでございます。また、(2)でございますが、他の自治体におきまして、経営の効率化を図る目的で組織の統合をしている実例や民間委託を実施している実例がかなり見受けられる状況となっております。

4の今後の方向性でございますが、先ほど述べました事業の広域化、共同化につきましては、他団体との合意形成が必要となりますことから、その結論が出るまでには一定の期間を要します。一方、本市の上下水道事業は、両事業とも今後の財務状況の悪化を確実視しなければならない状況であることから、できるだけ速やかに具体的な効果が期待できる経営改善策を実行しなければなりません。このため、まずは、さらなる業務連携と民間委託の実施について、具体的な取組を進めます。また、組織統合の検討につきましては、今後具体化する広域化の進展等も踏まえながら、引き続き検討してまいります。

次に、5のさらなる業務連携の推進についてでございますが、(1)では、総務の領域における業務連携等について検証を行いました。3ページのイを御覧ください。収入整理事務や支払伝票審査事務、入札契約事務、上下水道事業に係る審議会、広報事務について検証した結果をそれぞれ記載しております。また、ウの人事交流についてでございますが、本市の上水道事業は、これまで事業に特化した専門性を有する人材を育成すべきであるとの観点から独自の採用を行ってきており、勤務条件等の違いもございますことから人事交流は長い間行われておりませんでした。今後は課題を整理しながら、職場の活性化や職員の資質向上を図る観点からも実施について検討してまいります。エの組織の統合についてでございますが、他の自治体におきましては、上下水道で組織を統合し、人事、給与、会計等の事務を集約することで人員削減の効果を出している例がございます。しかし、現在市町村を越えた広域化の進展に伴いまして、一旦統合した上下水道の組織を上水道事業と下水道事業に分割するといった事例も出てきておりますことから、今後の広域化の具体的な進展状況等も十分に踏まえながら、組織統合も含めた経営改善に効果が高い組織体制について、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、(2)の営業領域でございますが、この領域は、農業集落排水使用料等に係る賦課徴収業務を一元化してすること。それから、民間委託を実施するといった場合、人件費を中心に相当の経費の削減効果が見込まれますため、参考資料に示す3つのケースで検証を行いました。民間委託が可能な範囲といたしましては、イにお示しするものを想定しております。

6ページの次のページに参考資料を載せておりますので御覧ください。これは、営業部門におきます概算経費比較表でございます。単位は100万円でございます。表の見方でございますが、一番左の端でございます、水道局営業課、下水道部の営業課、それから共通経費というふうなことで、大ぐくりですが項目を分けております。現在、この項目内容というので、どの程度の経費がかかっているのかというのは、ちょうど真ん中辺りでございますが、現在の経費というのが、3億9,600万円程度かかっているということはこの現在というところでお示ししております。3つのケースを検討いたしました。まず1つ目、ケース1でございますが、賦課徴収業務及び電算システムを水道局が現在持っております電算システムに下水道の部分の部分を統合するというところをした上で、現有の体制といえますか、

職員で賦課徴収業務を行うということで民間委託を実施しない場合というのがケース1でございます。これにおきましても、先ほどの農集とか流通業務団地の使用料の一元化というのがございますので、一定の効果は民間委託しなくても出てまいりますけれど、一番下から2番目のところに初期投資を除いた部分、これが経常的にかかってくる部分でございますが、約2,200万程度経費が軽減されるという見込みとなっております。

また、ケースの2でございますが、これは、賦課徴収業務の一元化をした上で、これは水道局の電算システムに統合し、民間委託を実施すると。1と違うのは、民間委託を実施することになりますけれども、その場合になりますと、例えば、水道局営業課の人員費の欄を見ていただきますと、現在、約2億7,000万だったものが7,400万に軽減すると、職員の人員費については減ってくるといったところが大きな違いとなっております。一方、共通経費として、委託料が1億8,800万といったものが出てまいりますということがございます。一番下のところから2つ目、先ほどの初期投資を除いた合計ということで御覧いただきますと、この方式を選んだ場合、現在よりも経常的経費で6,400万の軽減につながるというところがこれで見てとれるかと思えます。

さらに、ケースの3でございます。これは、水道局のシステムに統合するのではなくて、委託する民間のほうのシステムを使うといいますか、委託先にシステムの開発そのものもお願いしてしまう、そして、賦課徴収業務を民間委託するといった場合です。この場合になりますと、さらに人員費のほうも減ってまいりまして、最初にかかるお金というのは、一応一番下のところでございますが、今のシステムということの開発が出てまいりますので、1億4,600万かかりますので、合計という、1年目ですね、1年目の金額は4億6,100万円ということで、6,500万円の増でございますが、初期投資を除いた合計の欄は、3億1,500万円ということになりまして、これが現在よりも8,100万円の減となります。計算してみますと、1年目は増がございまして、2年目で既に初期投資を回収するような、マイナスに転じるような、そういった数値が出てきたところでございます。

5ページにお戻りください。以上、御説明いたしましたように、ケースの3、つまり賦課徴収業務の一元化に加えまして、民間委託先に電算システムの開発も委託して実施する場合は優れていると考えられますことから、今後、より具体的な検討を進めることとしております。

次に、(3)の工務領域については、既に道路内工事におけます上下水道事業間の日常的な調整というのをやっているところでございますが、その他につきましても、上下水道で扱う設計基準などが異なることもございまして、上下水道を統合している他の自治体でも事業ごとに工務領域の部署を設けているような例が多くあったところでございます。ただし、給水装置及び排水設備の手續に係る窓口の一元化、工事計画の一体化といった業務連携を実施している例もございましたことから、今後も業務連携や申請手續の民間委託の可能性も含め検討しております。

次に、6のロードマップでございますが、これは、最短の案としてお示ししているものでございます。矢印でお示ししております、その色で分けております。薄いところが詳細の検討するところで、真ん中どころの濃さのものが具体的な準備をするところ、濃い矢印が実施をするというような分けにしているところでございます。一番上の検針時の広報

文書の各戸配布につきましては、来月、令和3年度から実施することとしております。水道メーターの検針員を活用いたしまして、検針の際に広報文書の各戸配布を行おうとするものでございまして、これを、例えば料金の値上げであったり凍結防止の案内であったり、そういったことを民間事業者に広報誌としてポスティングをした場合には、1軒当たり数円かかるものでございますが、これを検針員によって配布するといったことに統一することによる効果が期待されるところでございます。

2番目の農業集落排水施設使用料等の賦課徴収業務と次の営業部門の民間委託の実施、最後の仮称でございますが、お客さまサービスセンターの設置は、最短で令和5年後半頃としているところでございます。このうちお客さまサービスセンターですが、これは、利便性の向上のため、上下水道の賦課徴収業務などについて、その窓口を一本化してお客様に対応するセンター的なところを設置しようと考えているものでございます。この下3つは、同時並行的に進めてまいりたいというふうに考えているものでございます。

6ページの7、ここまでの検討の経緯は御覧のとおりでございます。説明は以上でございます。

**○今城委員長** 説明が終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見をお願いいたします。

岡村委員。

**○岡村委員** 基本的なことなんですけども、国が市町村の区域を越えた広域連携を推進しとるといったことと、それから、この上下水道事業の効率的な組織運営について検討することについての関係は、どういうふうに整理したらいいのかっていうことをちょっと教えていただきたいと思います。

**○今城委員長** 遠藤下水道企画課長。

**○遠藤下水道企画課長** まず、今、鳥取県が主体となって水道事業、下水道事業で検討を始めております広域化、共同化につきましては、まずは、どういったものが広域化や共同化によって効果があるかというもの、それを一つずつできるものからやっというふうな視点の下、今検討をしておるというものでございます。また、今、水道局と下水道の事業の一元化につきましては、まずはこれもできるものからということで賦課徴収業務について連携をする、そして、民間委託を含めて検討していくというふうな位置づけで検討をやっているというものでございます。

**○今城委員長** 岡村委員。

**○岡村委員** 大体分かるんですけども、例えば、効率的な組織運営っていうことで米子市としてやったというふうなことがあったとして、例えば、広域化、共同化ということは今後また進めていく上で、今まで米子市が取り組んできたことをまたばらさないけん、そういう状況っていうのは生まれることはないのかということをお聞きしたいんです。

**○今城委員長** 遠藤下水道企画課長。

**○遠藤下水道企画課長** 先ほど総務部長が説明で申したと思いますが、そういった懸念というのもないということではありませんので、広域化とか共同化の検討状況の進展具合もしっかりと見極めながら、上下の連携についての検討も行っていくということでございます。

**○今城委員長** 岡村委員。

**○岡村委員** 最後になりますけど、やっぱりいろいろ広域化、共同化っていうことも含めて、いろいろ議会のほうにもきちんとどういうふうな状況に今なってるのかということの説明をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

**○今城委員長** ほかにはございませんか。

中田委員。

**○中田委員** 私もちよっと、今の岡村委員と同じようなことになると思うんですけども、途中で、4ページのところで、広域化の進展のところで、統合した組織がまた後に分割するような事例もあるっていうことも書いてあって、現に今、水道事業の境港市や日吉津村やっていうエリアと下水道事業の米子市の中でさらに特定の市街化区域だけの事業っていうものが広域化っていう流れの中で、とりわけ下水道事業の広域化っていうのが、ちょっとイメージがなかなかしにくくて、どういった経営母体としての広域化が図っていただけるのか、そのエリアみたいな話ではなくて、エリアっていうか、整備計画みたいなレベルの話ではなくて、どのような経営の広域化っていうのをイメージしたらいいのかっていうのがちよっとしっくりこなくて、原則、受益者との関係によってこういう事業って成り立ってると思うので、そこら辺をまたちよっと後日でも、ちよっと説明が分かりやすい説明、資料でも整えていただくと助かるんですけど、いかがでしょうか。

**○今城委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 今、県のほうで音頭を取って検討が進んでるということは先ほど御説明したとおりです。当地ではあんまりないと思いますが、そういうケースが、例えば水道事業ですと、県下で一本にするようなところも出てきてます。これは、水系の関係とか、水源の関係とかもあってそういうことがなじむようなエリアもあるんだろうと思います。鳥取県は、そこまでいかないんだろうとは思いますが、少なくとも東・中・西の3区域に分けた在り方の議論っていうのは進むんじゃないかなと思っております。

それから、もう一つ、下水道についても、これも同じような理由から、つまり、人口減少社会の中で最も大事な生活インフラをいかに持続可能なものかつ低コストなものにしていくかということ、これは共通の課題であります。いわゆる、西部にはないんですけど、流域下水のような考え方とか、あるいは、必ずしも管路、先ほど言いましたけど、管路をつないでいくという考え方もあって、実際に米子市の周辺の、例えば農集とかを、市内も当然なんですけど、市町村区域を越えてつなぐというようなことも現実の問題として検討しなければならない、あるいは可能性があるというふうに思っておりますが、仮に管路をつながなくても、管理等を集合化するといいたいでしょうか、これは技術管理面もそうありますけど、スケールメリットが出てくるというようなこともあります。そういったようなことで検討が今進んでるというふうには聞いておりますが、またその検討の論点なり進め方の状況を適宜議会のほうに御説明、御報告していきたいと思っております。以上です。

**○今城委員長** 中田委員。

**○中田委員** ぜひ、ちよっとその辺を、ちよっとなかなかイメージがしにくくて、基本的に受益者、要するにお客さんですね、市民とか、受益者の範囲っていうのがもともと違うので、そのところで経営の中身も状況が違いますよね。例えば、米子の下水道の経営状況とか、これをどう健全化を図るかっていうところは、本質的な話も何回か私さしてもらったことがあるんですけど、処理場との、要するに経費がかかりやすい体質というか経営



状況と。そういったことも含めて、どのように、要は受益者のほうに不利益がかからないような形が取れるかっていうことをよくよく考えておかないと、この受益者の範囲が違うということは、やっぱり大きな問題ではないかと思っておりますので、またぜひその辺のことは、また分かりやすい説明を今後していただきたいと思っております。要望しておきます。

**○今城委員長** ほかにはございませんか。

遠藤委員。

**○遠藤委員** 中田委員と同じような視点になるかもしれませんが、こないだ包括的民間委託の資料で説明を受けましたときに、現行よりも包括的民間委託した場合には、維持管理経費ははるかに増えるという数字が示されました。それは、すなわち受益者負担に転嫁されることにもなるんじゃないかなと、あの数字を見て私は思ったんです。そういうことも考えてみたときに、特に下水道の場合は、下水道区域が完全に管渠が整備されている状況じゃなくて、上水道はどちらかというと、完全にもう完璧に出来上がってる事業体なんですね。それとの一体化というものをどういうふうにかえるのかなと思ったときに、僕は、赤字の部分が出てきてって書いてありますけども、赤字という部分をどちら側の事業体が多くつくっていくのか、こういうことを想定して考えた場合には、これは下水道のほうで赤字部分が多く増えるんじゃないかと思うんです。まだ、事業が進捗しているさなかですから。そういうことも考えたときに、受益者への負担という問題がどういうふうにかぶさっていくのか、こういうことが一つ心配になってくるんじゃないのかなと、こういうふうには思います。したがって、民間委託論もいいですし、合併論もいいでしょうけど、問題は、一つ一つの事業の組合せの中で本当に受益者の皆さん方が将来にわたって、本当に安定した生活ができるような、そういう事業体をどうつくり上げていくのかということは、せめて少なくともベースにすべきじゃないかなというふうに思います。

それから、もう一つ、国が盛んに指導したり、県が指導している広域化論の話なんですけども、例えば財政的な援助をやるというような裏づけではあるんですか、これ。

**○今城委員長** 細川水道局長。

**○細川水道局長** 上水道のほうの関係で御答弁いたしますと、もし仮に米子市がどこかと広域化をするという場合に、例えば施設を統合して、どちらか廃止するとかいうような状況があれば、その撤去ですとか管渠の接続について国庫補助金が出るというような制度はできております。

**○今城委員長** 遠藤下水道企画課長。

**○遠藤下水道企画課長** 広域化、共同化に係ります事業について国庫補助という制度はございます。ただ、県の補助といいますのは、広域化、共同化っていうのは、県から財政的な援助を受けるということではなくて、やはりスケールメリットを生かしてどうするかというのを観点でやっておりますので、現時点において、県から何か財政的な支援があるというものは無いというふうに思っております。

**○今城委員長** ほかにはございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○今城委員長** ないようですので、以上で総務部、下水道部、水道局からの報告は終わります。

都市経済委員会を閉会いたします。

**午後 4 時 1 6 分 休憩**

米子市議会委員会条例第 2 9 条第 1 項の規定により署名する。

都市経済委員長 今 城 雅 子